

吉備国際大学研究紀要
(人文・社会科学系)
第24号, 107-123, 2014

初期社会教育における「職業観・勤労観」

—大教宣布運動を中心に—

倉知 典弘

“Morale Of Work” In Out Of School Education In Early Meiji Era —Study of TAIKYOSENPU Movement—

Norihiro Kurachi

Abstract

Now in Japan, career education is put stress on educational policy. According to report of council relating to career education, “career education” includes “Morale of work”. Purpose of this paper is to explain how education of morale of work started and what kinds of Morale were told to people in modern education.

For this purpose, two morale educations, in elementary school and out of school education, so called SYAKAI-Kyouiku, were examined. Comparing two kinds of morale, characteristic of morale education in and out of school education was examined. In early Meiji era, out of school education was done by religious leader, mainly Shinto and Buddhism. That was called TAIKYOU-SENPU movement. To explain morale education in elementary school, two texts were examined and to explain morale education in out of school some texts were examined.

Contents of two kinds of education are different; elementary school’s morale education was based on individualism but out of school’s morale education was based on Shinto. But in both of two education morale of work was defined as “patriotic work”. In this point, out of school education complimented school well.

Key words : carrer education, morale, out of school education

キーワード : 職業観・勤労観 大教宣布運動 社会教育 修身

1. 本論の意図

近年職業に関わる教育としてキャリア教育が積極的に進められている。キャリア教育とは、当初は「キャリア概念」に基づいて、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」¹⁾とされていた。特に、「勤労観」は「勤労に対する価値的な理解・認識」であり、「働くことそのものに対する個人の見方や考え、価値観であり、個人が働くこととどのように向き合って生きていくかという姿勢や構え」²⁾とあるように、道徳としての一面を持たされていたと考えられ、それゆえキャリア教育を道徳教育の観点から読み解くことも可能ではないだろうか。

「勤労」という価値観そのものは古来より様々な観点から重要視されてきた価値観である。キャリア教育における「勤労観」は、過去の「勤労観」といかに異なるのか。また、これらの「勤労観」は如何に教えられてきたのであろうか。それらを問うことは現代におけるキャリア教育の意味を照射するのではないだろうか。

以上のような観点から、近代教育が成立した最初期からの道徳教育としての「職業観、勤労観」を検討するものである。近代教育を考えるのであれば、学校教育の修身を検討するのが妥当であると考えられるかもしれないが、最初期の学校教育の普及の程度・就学率を鑑みると、むしろ学校外で行われた教化運動の影響を捉えることが、民衆に如何に伝えられたかを考察するうえでは有用であろう。社会教育に注目するのはこのためである。しかし、学校教育と社会教育双方によって民衆が取り囲まれたということを鑑みて、この2者における比較を行いながら、社会教育における「職業観、勤労観」の意味を問い直していきたい。

さて、本論において対象とするのは、社会教育行政

の最初期と捉えられる大教宣布運動である。大教宣布運動については、宗教政策或いは国家神道の形成過程という観点から様々な研究がなされており、教化活動として学校との関係性を問う研究が多く出されてきている³⁾。本論では、これらの研究を下に制度の形成過程を位置づけていながら、大教宣布運動の内容を示した衍義書の諸例を検討し、初期社会教育における「職業観・勤労観」の意味を考察する。その上で、初期の修身の「教科書」の一例をあげ、比較検討を行う。

2. 教部省設置以前の教化運動

(1) 神祇官の設置と宣教師の設置

1) 神祇官及び神祇省の概要

維新政府は、1868（慶応4）年2月3日に「神祇祭祀、祝部、神戸ノ事ヲ監督」する神祇事務局を設置、3月13日に祭政一致・神祇官再興を布告した。そして、同年閏4月21日には、神祇官を設置する。さらに、1869（明治2）年には、神祇官を太政官の上位に設置し、神祇官の所掌を「掌相祭典知諸陵・監宣教・管祝部神部・総判官事。」と規定した。ここに定められた「宣教」は、かつての神祇官には定められていないものであり、初期の維新政府が神道による国家統制及び国民教化をいかに重要視しているかが現れている。この「宣教」は1868年神仏判然令を前提とした廃仏毀釈運動、五榜の掲示に定められたキリスト教排斥のための教化運動であり、全国の神社・神職を神祇官の付属として再編することによる国家による教化運動である。この教化運動は、主に国学者と神道家によって担われることとなったが、仏教者側の強い反発や教化運動の不振によって1871年には神祇官が神祇省へ格下げされ、さらに1872（明治5）年には神祇省も廃止されることとなる。

2) 宣教師の制度化

この「宣教」の担い手となったのが宣教師である。1869年1月に神祇官は「惟神之大道」を民間に広め

るために、「宣教師」を設置した。この「宣教師」は「キリスト教徒に信仰を廃棄させるという職務、具体的には各藩に分割流配されたキリシタンに対する教誨を、実践的な課題」⁴⁾とするものであった。1870年1月には「宣布大教之詔」を發布し、4月に集議院の意見に基づいて府藩県に宣教使にふさわしい人を推挙させ、同年4月には神祇官より「宣教使心得書」として宣教使の倫理規定と職務上の規定を交付、翌1871年1月には宣教使を上京させるように指示し、宣教使の講習会を実施している。この宣教師には国学者・神道家が主に任用されているが、実際は人員不足などもあり、宣教師の選任が遅れた藩等も存在したようである。

さて、「宣教使心得書」には、宣教師の任務として、「大命ヲ奉承シ、諸国ニ巡行シ其境ニ至リ、其所ノ管轄府県ノ吏士ニ会シ、案内ニ応シ教諭スヘキ所ニ至リ、神職・村長・町老以下男女ニ限ラズ其人員ヲ計リ、日割ヲ以テ会集セシメ、教典ヲ論読シ講談誘導懇切ヲ尽スベキ事」「巡行先ニ於テ、孝子・義僕・節婦、其他嘉徳善行・異才異能ノ者見聞ニ候ハハ、其府藩県ニ申シ通スヘシ。又善事ヲ妨ケ良民ヲ病シメ、姦悪暴戾其他悪行悪意之者見聞候ハハ、其家族組合ヲ始メ頭立者呼寄セ、事ヲ尽シ百方教諭ヲ加フヘシ」等12条が示されている。直接的な教諭だけでなく、人材の選抜の役割が期待されたことがわかる。

(2) 初期の教化運動における「職業観・勤労観」

1) 宣教師の教化方針

宣教師の教化方針は1871年に全国の宣教師に示された「大教之要旨」に端的に見ることができる。

「大教之要旨」では、「大ニ変革更張被遊候処、大教ノ未タ洩洽ナラサルヨリ、民心一ナラス、其方向ニ惑フ。是レ宣教ノ急務ナル所以」であるとし、「大教ノ旨要ハ、神明ヲ敬シ人倫ヲ明ニシ、億兆ヲシテ其心ヲ正クシ其職ヲ効シ、以テ朝廷ニ奉事セシムルニアリ」と述べる。そのため「斯民ヲシテ其心ヲ正シ

クシ、其職ヲ効シ、以テ昏迷ヲ解キ、終始仰テ依ル所ヲ知ラシメ」ることが必要であり、「大教ヲ宣布スル者、誠ニ能ク斯旨ヲ体認シ、人情ヲ省ミテ之ヲ調摂シ、風俗ヲ察シテ之ヲ提撕シ、之ヲシテ感発奮興シ、神賦ノ知識ヲ開キ人倫ノ大道ヲ明ニシ、其惠顧ノ洪恩ニ負カス。聖朝愛撫ノ誠旨ヲ戴キ、以テ維新ノ隆治ニ帰向セシムヘク候」と宣教師の教化方針が定められている。本論の関心からみれば、朝廷に「奉事」するための具体的な行動として「職ヲ効ス」ことが必要であり、そのために道徳的な教化が必要であるとしている。「職ヲ効ス」とは、「職」（職業・役割）に全力を注ぐことを意味しており、その意味では「勤労」のひとつの表現と見ることができる。天皇親政の時代に入るに際して、「勤労」は具体的な「奉事」のあり方として「教諭」されたのである。

2) 『京都府下人民告諭大意』に見られる「職業観・勤労観」

ところで、大教宣布運動を語る際、その前段階の教化内容として注目されるのが、『京都府下人民告諭大意』（以下、『告諭大意』と表す）である。

東京への遷都に伴い『告諭大意』が、「役人者素より其他有志之者は、其旨趣篤と会得し、童幼婦女に至る迄精々教諭すべき」⁵⁾ものとして示された。この『告諭大意』には、「王政の御趣意を諭すために作成された第1篇（1868年）と「宇内の形成を論し、神州の国是を示す」ために作成された第2篇（1869年）とが存在している。この『告諭大意』は、1869年の段階で全国に行き渡らせることが命じられており、全国で同じような内容が教化されたものと想定される。

さて『告諭大意』の第2篇には以下のように述べられている。当時の国際情勢において「礼儀正しき国へ卒爾に不法粗暴を仕掛る事のならざるは、天地間の大道理世界万国の公法」であり、「我神州往来よりの大趣意は、天孫立置給う御教勝れし風儀を海外へ押をよわせ、世界万国をして皇威を畏れみ仰がし

めん」としているが、その趣旨が東北などにおいて
は理解されず、苦しんでいるものがあるために、「一
視同仁御撫恤の行き届ようと」積極的な行幸を行
っているところである。「且当京都は千有余年来の帝
城にて、御宗廟の御地なれば、別して御大切に思召
さるるなり。汝等辱も間近く居住して深き恩露に浴
し、尊き叡慮も仰ぎ知る事なれば、愈以此旨篤く相
心得、諸事の御沙汰違背なく謹て相守り、忠孝正義
の風儀を振起し、家職を励み叡慮を安し奉り、神州
の御為に相成べき心掛肝要たるべき者也⁶⁾と。ここ
では天皇の「気持ち」に応えるための「心掛」の一
旦として「家職を励」むことが示されている。ここ
では「職業」ではなく、あくまで「家業」という言
葉が選択されたことに留意をしておく。

(3) 「諸府県施政順序」と「職業観・勤労観」

1) 諸府県施政順序と「職業」

維新政府は、1869(明治2)年2月に「諸府県施
政順序」を出し、維新政府が管轄する行政の構築順
序を指定した。その中で「制度ヲ立風俗ヲ正スル事」
として「善ヲ勸メ悪ヲ懲シ華美奢侈ヲ禁シ儉素質朴
ヲ尚ヒ人民ヲシテ各其所ヲ得其業ヲ勉メシムルヲ要
ス」と、職業の勉励の教化が指示され、それが「繁
育ノ基」であることが示されている。この項目は、
後述する「小学校」の設置よりも先行するものとし
て捉えられており、教化運動が当時の「教育」にお
いて重要な意味を持つものとして示されている。そ
の中で、「業ヲ勉」めること、すなわち勤労が教化す
べき徳目として示されている。この諸府県施政順序
においては、「繁育」という目的に位置づけられてい
るが、やはりこれも国家富強のための徳目として位
置づけられていることは明確であろう。

2) 諸府県施政順序と学校

さて、「諸府県施政順序」では以下のように「小学
校」の設置が指示された。

「専ラ書学、素読、算術ヲ習ハシメ願書、書翰、記
牒、算勘等其用ヲ闕カザラシムヘシ。又時々講談ヲ

以テ国体時勢ヲ弁ヘ忠孝ノ道ヲ知ルヘキ様諭シ、風
俗ヲ敦クスルヲ要ス」

「国体時勢ヲ弁ヘ忠孝ノ道ヲ知ル」という言葉に
あるように、初期の段階から「講談」という近世に
おいて一般的であった道德教育の方法で道德を教え
ることが示されている。ここでは、実用的な基礎能
力の形成が先行し、道德教育は後段に置かれている。
この文書の中では職業との関わりを明らかにするこ
とは難しいが、書翰・記帳・算勘は職業に必須の技
能であるとも言え、その意味で職業的な内容を含ん
だものであるといえよう。

3. 教導職による教化活動の概要

ここでは、大教宣布運動における内容に踏み込む前
に先行研究を下に教部省が担った教化運動の概要を記
し、教導職の位置づけを確認する。

(1) 教部省の成立

1871年9月島地黙雷によってうまく機能していない
「宣教ノ官」に代わり「教義ヲ総ルノ一官」を設置す
べきであるという建議が出される。彼は、キリスト教
の流入を阻止すべきであるという宣教師設置の目的を
共有しながらも、民衆教化に対する仏教の役割を強調
し、教化を管轄する新たな省を設けて政府と仏教が協
調してキリスト教の流入に立ち向かうべきであるとし
た。この背景には、廃仏毀釈により大きなダメージを
負った仏教側の地位の回復という意図があったことは
間違いないだろう。それに対応するかたちで1872年4
月には、先述のように神祇省が廃止され、宣教使の廃
止が廃止された上で、教化を管轄する省として教部省
が設置される。教部省は、「教義ニ関スル著書出版免許」
「教徒ヲ集会シ教義ヲ講説シ講社ヲ結フ者ニ免許」「教
義上ノ訴訟ヲ判決」というように宗教行政全般を職掌
としている。

このように仏教側の建議を受ける形で教部省は設立
されたが、その教化の内容は「神主仏徒」⁷⁾と捉えら

れるようなものであり、このことが神仏習合体制を容れさせるものとなる。

(2) 大教院の設立

このように新たな教化体制が教部省の方針として示された後、教化を担う教導職の体制が整えられることになる。1872年4月には教導職を大教正・権大教正・中教正・権中教正・小教正・権小教正・大講義・権大講義・中講義・権中講義・少講義・権少講義・訓導・権訓導の14の階級に分け、そのうち大教正以下は無給とする教導職制が定められた。教導職は、神道・仏教総本山で推挙された上で、教部省へ上申され、任命されるものである。1874(明治7)年4月には昇級・推挙の試験制度が導入される。

この教導職養成のための機関の設置要求が仏教側からなされ、その要求に基づいた大教院—中教院—小教院という体制が構築された。大教院は金地院に仮開院したが、すぐに増上寺に移転している。1873(明治6)年には、大教院事務章程が定められ、教導職の養成・教義研究・事務・試験の機関として大教院は位置づけられる。

ただし、この大教院の設立の裏には様々な思惑が絡んでおり、また大教院において神道擁護派がイニシアティブをとっていたことから、仏教側からの反発を招き、それが引き金となって、神仏習合教化体制はわずか2年半で崩壊することになる。

(3) 教部省廃止までの教化運動

教部省及び大教院内部に神道擁護派への反発を孕みつつも、教導職による教化運動は開始された。1872年6月には「三条教則」という教化の指針が設定され、1872年7月には教部省達第3号により教導職の活動の開始が宣言された。以降の流れの中で主要な出来事を示しておく。

まず学校との関係である。1872年8月には「学制」が公布され、近代学校制度が開始される。このことにより、学校による教育と教部省による教化という二つの「教育体制」がスタートすることになる。近代社会

教育行政は、ここに正式にスタートしたと考えることができよう。同年11月には、文部省と教部省が制度上合併し教育政策の統一が図られることとなった。

より重要なのは1873年の二つの出来事である。一つは文部省達第27号及び30号によって神官・僧侶による学校設置が許可されたことである。このことにより教部省の方針が学校教育として展開される可能性が開かれることとなる。だが、実際は寺社が学校校舎として強制転用されていくという事態を招き、教導職の活動の場が狭められることとなる。結局この制度はすぐに廃止されることとなる。

また、1873年8月には宗教者が学校教員を兼務することを禁じられ、学校における教部省の方針に基づいた教化を行うための手段がまたひとつ奪われることとなる。

次に仏教と神道の関係である。この動きを直接引き起こしたのは、教部省の設立に大きく寄与した島地であった。彼は、神道中心の教化体制に対して異議申し立てを行う建白書を提出し、1875年2月には真宗四派が大教院離脱し、1875年4月には大教院が解散され、以降は各宗派が独自の教化活動を展開するようになる。

大教院が解散された後、1875年11月には無試験で民間教導職の積極的な導入を図る制度が導入されるようになるが、1877年1月には教部省は廃止され、内務省社寺局に教導職が移管される。そして1877年8月地方行政関係者の教導職兼務の禁止が命じられ、この段階でほぼ大教院運動は終焉することとなる。1878年6月には学校教師が教導職を兼務することを認めるようになるが、1884年8月に神仏教導職制の廃止が通達され、制度としての教導職がなくなることにより、大教院運動は名実ともに終焉を迎えることとなる。

(4) 教導職による教化内容

さて、神官僧侶という宗教従事者のみならず心学者、落語家・役者までも導入した教化体制を引くためには、その指針が必要となる。それが「三条教則」である。

「第一条

- 一 敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事

第二条

- 一 天理人道ヲ明ニスヘキ事

第三条

- 一 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事

これは教化の大原則とされたものであり、非常に抽象的な表現となっている。この解釈及び教導（説教）の内容構成を示すために後述するような多くの衍義書が出版されたのである。

上述のように「三条教則」は抽象性が高かったため、その具体的な内容として「十一兼題」が定められることになった。その内容は「神徳報恩・人魂不死・天神造化・顕幽分界・愛国・神祭・鎮魂・君臣・父子・夫婦・大祓」である。この「十一兼題」は毎月1題ずつ講義するように定められたが、神道と儒教の内容を中心とするものである。

ところで、1874（明治7）年には新たな「兼題」として、「十七兼題」が設定される。「十七兼題」の内容は以下のとおりである。「皇国国体、皇政一新、道不可変、制可隨時、人異禽獸、不可不教、不可不学、万国交際、権利義務、役心役形、政体各種、文明開化、律法沿革、国法民法、富国強兵、租税賦役、産物制物」

この兼題の特徴は、先の教則及び十一兼題と異なり、近代的諸価値（西洋的諸価値）が項目として建てられている点であろう。なぜこのような転換がみられたのか。この兼題の成立過程について大林の研究をもとに述べる。

この兼題が制定された時期における大教院の組織内の様子を確認してみると、真宗四派を中心とする大教院分離問題が起こっていた。そのため、仏教側の懐柔を図ることが求められていた。また、教部省は、全国における宣布運動の指導のために多くの官吏を派遣していたが、その官吏の報告事項が、教部省あるいは大教院の施策の方向性に大きな影響を与えていることも指摘できよう。

例えば、『教義新聞』35号には宮城県参事宮城時亮が「今其急務ノ広告中教院へ廻ス」として掲げた項目が以下のように示されている。

「一徴兵令 一学校規則 一印紙税略説并規則 一戸籍法則 一改暦 但弁共 一地租改正法」⁸⁾

これはすなわち新しく施行された制度そのものの説明であって、地方行政の当事者からすれば抽象的な概念で説明される諸事項・徳目よりも具体的な制度の説明などの方がより切迫した伝達事項であり、それを教導職を通じて「伝達」しようとしていたことが示されている。

また、『教義新聞』第46号には、静岡県島中属による建議が示されている。その内容は、以下のとおりである。

「一 国体ノ貴重ヲ示シ主上皇后様ノ御勲励且御勅ノ旨趣ヲ奉体セシムル事

一 郡県ノ制度及各国交際ノ旨趣ヲ了知セシムル事
一 人ハ活動物ノ貴重ニシテ智識技能ヲ兼備セサルヲ得サル事

一 違ヲ弁シ民法ヲ明ニスル事
一 従前ノ五令辰ヲ廢シ元始祭天長節等ノ祭祀ヲ守ル事

一 立礼ノ式ヲ弁シ到底信義ヲ以スルヲ要トスル事
一 旧習ヲ脱却シ文化進歩スル事
一 布告ヲ活版スルハ廉価ヲ以テ頒布ノ便ヲ設クル故ニ正副戸長宜ク旨趣ヲ体順シ伝

写ノ勞ヲ省シ遺漏ナク拝見セシムル事
但戸長ノ外タリ共有志ノ徒ハ御払下ヲ願フヘキ事

一 布告の出ル毎ニ正副戸長懇切ニ教示シ忽ニスルヘカラス若シ解シ得ヘカラサルノ義アル時は参聴シテ詳明ニ之レヲ質スヘシ

一 学校ヲ盛大ニシテ品行優美技芸ノ慣練ヲ注意スル事
附修身ノ学ヲ始メ農工商専門ノ学ヲ講究スヘシ

一 講社ヲ設ケ学校ノ費用ヲ始メ貧院等ヲ設クヘキ事
一 会社ヲ結ヒ新聞紙ヲ点覽シ江湖ノ情態ニ達スヘキ

事

- 一 言路洞開ノ事
- 一 自主自由ノ事

附権利義務ノ事

- 一 従前ノ風習ヲ脱却シ各村交際スル事
- 一 新故ヲ問ハス総テ人ト和睦交際スル事
- 一 徴兵ノ旨趣ヲ拝承スル事
- 一 村々各衆議所ヲ設ケ得失ヲ討論シ公議ニ決然スル事

事

- 一 無用ノ事物転シテ有用ニ化スル事
- 一 改暦ノ旨趣ヲ弁シ太陽暦ヲ用ユル事
- 一 二十四日ノ時規ニヨリ秒分時ヲ唱ル事
- 一 証紙印紙ヲ受用スル事
- 一 戸籍札ヲ木造スル事
- 一 蘭子脱胎ヲ戒ムル事
- 一 喪事ニ盛大ノ飲食ヲ禁止スル事
- 一 無益ノ音信贈酬ヲ止ムル事
- 一 手躍狂言等無益ノ時日ヲ費スヲ止ムル事
- 一 道路橋梁ヲ營繕シ行旅ノ其地ニ出シ事ヲ要スル事
- 一 道路ノ里数ヲ改メ標柱ヲ建造シ村閭村名ヲ明了ニスル事
- 一 夫婦ハ家事ヲ理スルニ各其宰スル所アリ夫若シ婦ヲ輕視スル時ハ子孫ヲ養育スルニ害アル事
- 一 婦人ノ扠眉涅齒ヲ戒ムル事
- 一 自助論中各国有名家ノ立志愛國ノ陳述ヲ三数名ツヽ説示スル事
- 一 祭礼ノ起由ヲ弁シ誠心ニ神明ヲ慰シ上ル事
- 一 無根妖説ヲ信スル事
- 一 地券并ニ雑税等ノ起由ヲ弁スル事」⁹⁾

この建議事項については、大林が要請文が当時の有力幹部であり、海外経験もある「藤岡大講義」に渡ったことから、大教院に持ち込まれ、参考にされたのではないかと指摘している¹⁰⁾。確かに、項目を見てみると「十七兼題」に近いものを含んでいることがわかる。いずれにせよ、大林の指摘するように、この大きな変

化には仏教側及び地域の実態が反映されていることは間違いない。

(5) 衍義書の位置づけ

大教宣布運動の教導職制の成立は、僧職を「職分」としてではなく「職業」として位置づけようという政策（僧侶身分の廃止）であり、任命の権限を国家が掌握するという意味でも「官吏」化（教部省及び地方官からの辞令交付）を目指すものであった。これは、国家による社会教育の担い手の制度化を意味するものである。また、説教を行う権限を一定以上の教導職に限定したこともあり、その試験を受けるための“教科書”が求められることとなる。特に「三条教則」は教導の根本原則とされたため、その試験の対策のため、あるいは説教内容の参考にするため、衍義書類が刊行されている。『明治・大正・昭和 神道書籍目録』の「第九門 大教宣布」中の「教義」の項には500点近くが記載されており、また『教部省准刻書目』には245点があげられて¹¹⁾ おり、その数は膨大である。そのような状況の下、以下に示した1874年の府県宛の達に見られるような審査及び認可体制が成立することとなる。

「十一説十七説兼題講録ノ義ハ教導職ヲ試ル設ニシテ上本セシムルノ旨趣ニ無之候処往々上本出願候者モ有之條自今右上本ノ儀ハ各地中教院或ハ教導取締ニテ検査ノ上其秀特ノ者ノミ撰ミ添書ヲ以テ本院へ可相廻此旨相達候事」

次章では、この衍義書を検討し、大教宣布における「職業観・勤労観」を明らかにしていく。

4. 衍義書に見られる「職業観・勤労観」

(1) 「三条教則」の衍義書の検討

1) 田中頼庸の『三条演義』と「職業観・勤労観」

当時もっとも参考にされたとされる衍義書が田中頼庸『三条演義』（1873年）である。

『三条演義』の一節で「天理人道を明にすべき事」の説明しながら、以下のように述べる。

「天神の御量として、其臣民を撫治め給ふべき為に、皇孫尊を天下の大君と定められし所なり。故に高皇産靈神の詔に、諸部長の神に天上の義の如く其職を奉ぜよと仰せて降り給へる神人の子孫なれば、公卿百官より士民に至るまで、天下方世各其祖の志を、其家の職を主として一向に天皇を仰て忠誠を尽くすべきなり」¹²⁾

彼は「敬神愛国」の説明などに、建国神話を組み込んでいくわけであるが、その建国神話などに基づいた職を全うすることで天皇への忠誠を尽くすという発想をとっている。この論理構成は神学者に多く見られる傾向であると考えられる。

2) 仏教者の衍義書と「職業観・勤労観」

他の衍義書をみると、「勤労」に関する言説は「敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事」の説明として多く現れてくる。ここでは、仏教者の衍義書を例としてあげて検討する。

まず、大谷派僧侶であった福田覚城の講義筆記である『教部省三箇条記』である。これは、大谷派が比較的早い段階で「教則三条」に対応しようとしていたことを示すものとしても重要であるとされている。

「仍て国ノ貴キ恩ヲ知ルトキハ、各々職業ヲ大ニ勉勵スヘキコトナリ。故ニ愛国ト云ハ、先第一我国ノ尊キコトヲ知ヘシ。吾国ノ尊キヲ知ラサレハ我国ヲ慕フ意、イツクシム心ハ起ラヌナリ。先第一ニ国体ノ貴キヲ愛シ、而シテ国風ノ勝レタル事ヲ愛スヘシ。士農工商ノ四民各其分ニ応シテ生産ノ業ヲ励ムトキハ各安逸シテ生涯ヲ送ル、コレ国風ノ勝レタル也。先自分ノ職業ヲ励ンテ国ヲシテ豊饒ナラシメテ、而後ニ他邦対峙シテ国勢ヲ落サス、外国ヲシテ感伏セシムルニ至ル。是国外ヲ愛スルナリ。斯ク内外ヲ愛スルモノ神仏トモニ何ゾ守ラサルヘケンヤ。是ヲ愛国ノ志ト云ヘシ。」¹³⁾

彼によれば、生産活動を行うことで安心して生涯を送れることが、「国風ノ勝」った状況であり、これ

を愛することが愛国であり、外国を感服させ、そのことで神仏の加護を得ることが愛国である。職業に励むことができることは、恩の表れであり、職業に励むことが愛国であるという二面性の主張はこれ以降も多く見られる思考様式である。

また浄土真宗本願寺派の学僧であった東陽円月による『三大教則私考』には以下の記述が見られる。

「苟モ神恩ヲ知テコレヲ敬スルモノハ、ソノ実効ナクンハアルヘカラス。何ヲカ実効トスルヤ。謂、天祖衣食ノ基ヲ開キ玉フノ恩ヲ知ルトキハ、耕耨紡績ノ業ニ於テ怠惰アルヘカラス（中略）万国ニ対峙セント欲スルトキハ国家ヲ富強ニスルヲ最要トスルカ故ニ、四民ソノ業ヲ勉勵シ、イヨイヨ産物ヲ殖シ富穰ノ国トナスヘシ。コレ愛国ノ実ナリ」¹⁴⁾

「神恩」に報いることと愛国の具体的な表れとして勤労が捉えられており、その実行を求めるものとなっていることが理解される。

この「愛国」と「勤労」の関わりををより明確に述べているのが、宇喜多練要『説教道話』及び伊東経児郎『三条説教講義』であろう。「三条教則」の説教と絡めてどのような主張がなされたのかを明確にするために検討を行うこととしたい。

まず『説教道話』である。この「衍義書」は、石門心学の「道話」形態を模したものであると考えられ、口語体で書かれているのが特徴である。この書の一番最初の項目のタイトルは「敬神の実際は正直の力行を以て其職を効すにある話」¹⁵⁾である。その内容を簡潔に述べると以下ようになる。我々の魂は天神から付与されたものである。また、知覚・思慮の分別・手足の四肢身体が動くのも天神の賜物である。そして、衣食住が満たされているのも神より与えられたものである。一般的に「敬神といふ義は唯心に尊神を思ひて再拝頓首すること」と説明されるが、「敬神は身体にて敬神を行うこと」であり「身体にて敬神を行ふ時は何時にても敬神を思はるるもの」である。さらに諸例を挙げたのちに「斯の如く

身体を以て徳を行ふを敬神の誠を顕すと言うものにして、神明の御意の正直を行ふといふことなり。依て神明の御意と衆庶の心とは少しの違ひにて、産業を我か為に成すか人の為国土の為に成すかの違ひが大騒な違いと成行ものなり。」¹⁶⁾

宇喜多にとって敬神を実施することとは、身体性を持った行為であり、他者や国のために「産業」を行うことであったことが示されている。

次に『三条説教講義』である。伊東は、以下の6則を冒頭に掲げている。すなわち、

「第一則 天神ニ敬事ス可キ事／第二則 国土ヲ愛念ス可キ事／第三則 人倫ノ道ニ順フ可キ事／第五則 職業ヲ勉勵ス可キ事／第六則 不善ヲ為ス可カラザル事」¹⁷⁾である。

「夫レ、人ハ乃チ天地ノ間ニ在リテ、造物ノ化育ヲ賛成ス可キ所ノ者ナリ。…凡ソ皆人ノ職業トスル所ハ悉ク造化ヲ賛成スルニ非ル者ナシ。造化ノ生成ヲ賛クルハ、則人タルノ者ノ固有自然ノ職ナレバ、職業ハ人ノ必ラズ勉メズンバ有ベカラザル所ナリ。…凡ソ職業ハ専ラ勉勵シテ、他ノ無益ナル事故ニハ時日ヲ費サズ、唯己ガ分ヲ守リ力行シテ、以テ其職業ヲ致シ、遊手徒食ノ民タルコト無カル可ク、且人ハ化工ヲ賛成ス可キノ天理ニ背ク可カラズ。職業ヲ励ミテ惰ラズ、以テ国産ヲ富スハ最モ愛國ノ大重ナリ。」¹⁸⁾

つまり、神の作られた物を加工することは人間にとって自然な行いであるから、その職に努めなければならない。そして、その「賛成」したものを国家に供することで国を豊かにすることは「愛國ノ大事」であると主張する。このような論旨を見る限りにおいて、職業を勉勵することは、すなわち愛國を表すことであると指摘することとなる。

以上のように「三条教則」の解釈において、職業に努めること＝愛國という図式が完成していることが見て取れる。しかも、それは建国神話や神と結び付けられ理解されるだけではなく、神に対する奉公

として位置づけられてもいる。

(2) 「十一兼題」と「職業観・勤労観」

「十一兼題」に関する衍義書の中で「勤労」及び「職業」について中心的に述べられるのは、「三条教則」と同様「愛國」に関わる項である。一例として、満川成種述（佐原泰岳閔）『十一兼題弁義』を取り上げたい。満川成種は九州の国学者である。

さて、彼は「愛國」と職業の関連について、神武天皇の東征以降皇統一系が途絶えていないことから、「神州ノ万国ニ卓越」しており、すべてのものが国に報いる気持ちがあるはずであると述べたあと、以下のように述べる。

「愛國ハ徒手無為ノ謂ニ非ズ、必ズヤ刻意研精以テ至誠ヲ尽シ、大ニシテハ国家ノ富強ヲ謀リ文武ヲ励シ、世教ヲ垂レ蒙昧ヲ啓キ、身ヲ以テ国ニ致シ、小ニシテハ朝旨ニ戻ラズ、正道ヲ守リ荒無ヲ開墾シ、産物ヲ殖盛ニシ器械ヲ發明シ、橋道ヲ修理シ農工商各其業ヲ勉勵シテ、報本反始ノ赤心ヲ尽スヲ人生上ノ義務トス、義務ハ人生必ズ務ムベキノ道ニシテ、義務ヲ怠ラザルヲ愛國ノ人トス」¹⁹⁾

この文章は、やはり国学者としてのスタンスが明らかであるが、ここでは職業に励むことが義務として掲げられることとなる。この義務の対象は一体どこにあるのだろうか。満川は詳細には述べていないが、ここでの論理展開を鑑みれば、それは天皇に対する（神に対する）義務として捉えるべきであろう。なお、満川は神祭説において「皇祖ノ天神ヲ依頼恭敬シ、産土神或ハ職業ニ功績アル神等ヲ尊奉シ」²⁰⁾と、職業に関わる神を敬うことを求めている。

(3) 「十七兼題」と職業観・勤労観

「十七兼題」はどのような形で教導職によって伝達されていたのか。ここでは、『十七題略記』『十七兼題略解』『十七兼題略説』『十七論題略説』『十七論題』『教院問題十七説略』をもとに検討する。ここでは、本論の意図に基づいて「勤労」に関わる部分を析出し、検討を加える。主要な検討項目は「富国強兵」「産物製

物」であり、労働の義務に関わる「権利義務」である。

1) 酒井最正『十七題略記』

酒井最正は、尾張国運善寺住職である。彼は「富国強兵」に絡んで以下のように述べる。「夫我国ヲ富我兵ヲ強クセンニンハ同心協力勉職尽忠ニアリ」「コノ人員職業各々区別ヲナストイヘドモ、其職業ニ応シテ利害得失アルトコロヲ考ヘテ力行セバ、国家ヲ富シムルコト明カナリ」「方今皇政一新ノ盛時ニアタリ、因循游惰ニシテ智識ヲ開クコトヲ欲セズ、己ガ職業ヲ勉勵セズンバ、猶ヲ家ニ不順ノ僕不孝ノ子アルガ如ク、イカテカ国ヲ富スコトヲエン、ツハシマズンバアルベカラズ、且又カクノ如キ人数同心忠誠アレバ、仮令百萬ノ外寇イタルトモ何ソ懼ルハニ足ン」²¹⁾

また、直接職業について述べているわけではないが、「産物製物」の項には以下のようにある。「製物トハ百工ノ造為スル品物ニテ、其品其物ニツヒテ千鍛萬鍊シテ妙をキハムルニアリ、彼レ必ズ材ノスグレタルニアラズ。彼レ必ズ材ノヲトルニアラズ、畢竟窮理ノ功ノ精ナルト粗ナルトニヨル、加之其他千端萬緒良工夫ヲ凝シ、各国ニ超絶スル妙ヲ窮メハ、皇国ノ巧ヲ海外ニ輝カスナリ」すなわち、物を生産し、我が国の「巧」を明らかにするためには物事の道理を明らかにすること（窮理）を必要とするのであり、材料の優劣ではないと主張する。この項にはその窮理の内容については明らかではないが、「不可不学」の項には「窮理ノ学」の指摘があり、かつ「不可不教」の項には「智巧ヲ以テ万国ニ対峙セント欲ス、故ニ三条ノ教憲ヲタテ、国体ヲ明カナラシメ、大小ノ学校ヲ設ケ人智ヲ開カシム、是ヲ以テ皇仏漢洋及ビ器械精術コレヲ教ヘテノコサズ」²²⁾とあることから、洋学における物理学及び工学を含んだものとして考えることができよう。

「今ハ衆庶同心協力シテ分陰モ手足ヲ徒ラニセス、寸光モ心カヲアソバザラシムルヤフニ懇々教示シテ其地ニ歩入セシメハ、自然ト海内豊穰ノ域ニ至リ

戸々富ミ家々賄フヘシ、シカルトキハ遠クバ天神天祖ノ造化ノ深恩ヲ報シ、近クバ今上至尊ノ仁恵ノ徳澤ニ報ズルナラン」²³⁾

ここにおいて、「三条教則」の衍義書に現れてきた「職業を勉勵すること」＝神及び天皇の徳に応えることという枠組みが継承されていることが理解されよう。「同心忠誠」をもって働くことが、国家富強につながるという結論である。

ちなみに、「勤労」に関わる義務という観点から、「権利義務」の項を確認してみたが、当該史料においては「凡ソ権利義務ト云ハ、上ニハ下ヲ治ムベキ権利アリ、下タルモノハ必ズ上ノ仰セニ従フ義務アリ」²⁴⁾とあるが、「勤労」の義務に関する指摘は含まれていない。

2) 橘覚生『十七兼題略解』

本書では、『十七題略記』とは異なり、「富国強兵」及び「産物製物」の項目では「勤労」に関する指摘は見られない。その代わりに、「権利義務」の項に「勤労の義務」に関わる指摘が述べられている。それは「臣民相互ノ権利」として、「丁カ丙ノ従僕トナレバ、丁ニハ丙ノ指揮ヲ受テ其用ニ服事スルノ義務有リ、故ニ其代リニハ又丙ヨリ給棒ヲ取ルヘキ権利有リ」²⁵⁾と指摘されており、国との関係としてではなく、「労使関係」における義務として規定されている。しかも、労働の義務は、給与をもらう権利とあわせて考えられている。加えて、「役心役形説」では以下のように述べている。

「中人以下ハ租税制産等ノ事ニ於テ心身ヲ使役スヘシ、己達ノ師ハ勤メテ教授シ、未達ノ徒ハ勤メテ学習スル者ニシテ、役心役形ノ目ハ十六題ニ関涉シ総撰スルノ題目ト云ヘキナリ」「各々其職ニ居シテ精々其分ヲ尽シ、君父ニ報ルノ心ヲ以テ役心役形スヘシ」²⁶⁾

「役心役形」に関しては、官吏などの上位層は「心」を用いた職業に勉勵するという「役心」と下位層は物を作る職業に勉勵すべきであるという「役形」の

組み合わせで語られることが多く、これもまた「勤労観」の一端であるといえる。本書においては、明確に中位層以下は、生産に従事すべきであると指摘しており、かつ「君父ニ報」いる心をもって働くことこそが「勤労」であると指摘する。文脈から考察するに「君父」とは、天皇をさしており、その意味では報恩に結びついた勤労観であると指摘できるだろう。

3) 浜田正作『十七兼題略説』

本書は、教導職補であった浜田正作の手になるものである。本書は、佐原泰嶽による序文にもありとおり、初歩的なテキストとして記されたものである。

彼は、富国強兵に関わって以下のように述べる。「国ヲ富シ兵ヲ強スルニ赴カシムル何ニ因テ可ナランヤ、唯コレ皇国人民ノ知識ヲ開クニ在リ、是レヲ開クヤ専ラ文学ニ在リ、人民競ツテ文学ニ従事シ人々国体ヲ明カニシ、大義ヲ知り名分ヲ正フシ、愛國ノ志ヲ厚フセハ、兵ニ農ニ商ニ工ニ皆其善美ヲ極メ、其産ヲ殖シ其製ヲ精フセバ、則チ国富ミ兵強ク神理民心ニ照然トシテ、英風海外ヲモ非然タラシムベシ、然レハ富国強兵ノ源ハ知識ニアリ、知識ヲ進ムルハ文学ニ在リ、文学知識ヲ併セテ造就スルハ蓋シ勉強ニ在リ」²⁷⁾と。この彼の言をより理解するためには彼が唱へる「知識」「文学」の内容を理解することが必要であるが、その「智識」「文学」の具体的な内容は明らかではない。

加えて「権利義務説」には「天皇ハ賞罰并ニ國中ノ貢租ヲトリ玉フノ権利アリ、又下民ヲ綏撫シ仁政ヲ施シ玉フノ義務アリ、庶民ハ自主自由ノ権利アリテ压制ヲ受ケス妨害ヲ蒙ラス、職業ヲ励ミ妻子ヲ教育シ、律令ニ従ヒ布告ニ戻ラス、一ニ朝旨ヲ遵奉スルハ庶民ニ在テノ義務ナリ」²⁸⁾とある。また、これに関連する指摘として「租税賦役説」には以下のような指摘が含まれている。

「サレハ皇国ノ穀ヲ食フテ太平ノ化ニ浴シ、鼓腹シテ業ニ安シ各其妻子ヲ撫育シテ其楽ヲ有スルハ何ノ

恵ニ依テ然ルヤ、コレ開闢己来造化三神天照大御神ノ御神恵ヨリ、今上皇帝並ニ賢相良輔ノ国民保護ノ道ヲ尽シ玉ヘルニ因リテナリ…各其業ニ安シ其生ヲ楽シム皆是至大ノ皇恩ニ非ルハナシ、コレニ因リテ天下万民同心協力シテ天恩ニ報スルコトヲ思フハアル可カラズ」²⁹⁾

すなわち、職業を安定して行うことができることは天皇の恩のおかげであり、また職業に努めることは恩に応えることであるということである。それゆえ、勤労の義務は何よりもまず国家に対する義務であると捉えられていることが示されている。さきほどの「労使関係」に基づいた義務の認識ではないことに注目しておく。

4) 楠潜龍『十七論題略説』

楠は、真宗大谷派の寺院に生まれた僧侶で、後に東本願寺の講師職にまでなった人物である。

彼は、富国強兵について以下のように述べる。「凡ソ人ノ欲スル所ハ富ト強トニアリ。而ルニ之ヲ富マスニ道アリ、之ヲ強クスルニ法アリ。苟モ道ト法ト以テセザレバ、富モ之ヲ保コト能ハズ、強モ之ヲ久スルコト能ハス。而シテ之ヲ富マスノ道ヤ、徒ニ筋骨ヲ役シ但ニ手足ヲ勞スルノ謂ニ非ス。知識ヲ麻礪シテ各職ヲ勉強スルニアリ」³⁰⁾。それでは、どのような「知識」を用いるというのか。彼は、「不可不学」の中で理学・化学・医学・舎蜜学等のいわゆる「科学」の学習について肯定的に述べており、その観点から中小学校の設置について述べていることから³¹⁾、知識そのものの定義は出していないものの、科学的な認識に基づいた知識に基づいた職業への「勉強」を述べている。なお、先ほど引用した箇所³¹⁾の続きには、以下のようにも記されており、職人の生産様式及び教育内容に関する批判も含まれている。すなわち、「工ハ金鉄ヲ制スルモ旧規ヲ守リ、器材ヲ用ルモ古式ヲ執シ、タハ匠師老工ノ教ル所ヲ因襲シテ更ニ新奇ノ發明ヲ知ラス」³²⁾と記されており、工業技術の更新の必要性を述べている。このことから

西洋技術の導入を述べていることが理解される。

さて、産物生物の項である。産物製物の「豊乏巧拙ヲ異ニスルハ、全ク人智ノ開否ニヨル」³³⁾といったように、人間の知識が開けることこそが「国家ノ利」の拡大の方法であると述べ、天皇・天神への報徳という観点は見られない。

最後に、「権利義務説」における「労働の義務」を確認しておく。まず権利と義務について以下のように述べる。

「凡ソ人ノ禽獣ニ異ル所以ハ、権利ヲ保全シ義務ヲ確守スルニアル。権利トハ他ノ制ヲ受スシテ己ノ情ヲ遂ルヲ云。コレヲ自由トモ名ク。義務トハ己ノ分ヲ尽シテ他ヲ妨ゲザルヲ云。コレヲ通義トモ名ク。」つまり、権利義務こそが人と禽獣を分ける基準であるとする。そして、「勤労の義務」については、「主ノ僕ニ於ル之ヲ駆役スルノ権利アレバ、之ガ給棒ヲ与ベキノ義務アリ。」と、先述したような「労使関係」における義務権利関係として捉えられている。

5) 池永厚『教院問題十七説略』

本論は、『教義新聞』第65号付録として掲載された池永厚の手になるものである。この論は、「富国強兵」の「富国」について他のものとは異なる特徴を持つ。それは、「国ヲ富シ兵ヲ強クスルノ基本ハ人民各自ノ権利ヲ保存スルニ在リ…政府タル者能ク此等ヲシテ全ク其権利ヲ得セシムルニ非ルトキハ生命安ジ難ク私有頼ミ難ク自由行ハレ難シ若シ生命ジ難ケレバ民其業励ズ私有頼難ケレバ民其材ヲ余サズ自由行ハレ難ケレバ民其志ヲ広メズ既ニ如斯ノ事情ニ至リテハ徒ニ富饒ノ域ニ赴ク可カラザルノミナラズ饑寒ノ門ニ入ルコト且タニ在ル者ナリ」³⁴⁾という一文に見て取ることができる。つまり、人が職業に励むためには権利＝自由の政府による保証が必要であると指摘している。これは、経済活動の自由の原則を指示したものであり、他の衍義書とは大きく異なる主張である。これは、国民の「自主独立」を保証することで、愛国のレベルまで拡大を続けるだろうと

いう論理によって語られるものである。

ところで、「産物製物説」には以下のように、示されている。

「実ニ豊饒肥沃宇内卓絶ノ美国ト謂フベシ是大日本帝国タル所以ナリ然ルニ今日ノ実形ニ就テ之ヲ視ルニ人民未ダ富マズ国用未ダ甚ダ満タザル者ハ何ゾヤ是他ナシ太平ノ末弊ニシテ世俗徒ニ国土ノ豊饒ナルニ安シ神徳皇恩ヲ遺却シ我ニ勤労ノ責アルヲ知ラズシテ愛国ノ情厚カラザレバナリ独り愛国ノ情厚カラザルノミナラズ愛身ノ情亦厚カラザルニ似タリ」³⁵⁾。

つまり、土地が肥沃であるにもかかわらず、人や国が貧しい状況なのは、その豊穰な土地に安心してしまい、「神徳皇恩」を忘れてしまい、勤労の責務があることを知らず、愛国心が足りないからであると主張する。その後、愛身の情があれば愛国の情もある。そして、その情があれば「道」もある。その「道」こそが「勤労」である。このように述べた後、以下のような主張をする。

「天神ノ万物ヲ創造スルヤ之ヲ人民ニ付与スルニ有ラザル者ナシ而レトモ其之ヲ付与スルニ当テハ必ず責ルニ勤労ヲ以テス」「一人ノ富ヲ積テ一家ノ富ト為シ一家ノ富ヲ積テ一國ノ富ト為スモ只各自其身ヲ愛シテ其業ニ勤労スルニ在ルノミ」³⁶⁾

すなわち、勤労は「天神」の創造物から富を引き出すという行為であり、その勤労を引き出すためには、「愛身」の精神が必要であると述べているのである。勤労を「敬神」と「富国」を結びつける鍵とみなし、自分自身を大切に働くことで「愛国」を体することになると主張する。

6) 小括

「十七兼題」に関わる衍義書類を検討してきたが、最後に簡単にまとめておきたい。「十七兼題」においても、勤労＝天皇の恩及び神恩に報いるための行為であるという「三条教則」の基本的理解は継承されている。それは、「十七兼題」が「三条教則」に依っ

ていることから導き出される当然の帰結である。しかし、その「勤労」に必要な知識に関しては、より明確に「洋学」を取ることで、器械を用いることなどが現れるようになってきている。また、権利義務という項が設けられるとその中に勤労の義務に関する指摘も少しではあるが現れるようになる。特徴的なのは、その中で「労使関係」における義務の規定をみることができることである。一方で、義務の対象を天皇或いは神に置く考え方もあったが、これは「報恩的な勤労」の焼き直しであると考えるのが妥当である。

(4) 大教宣布運動における「職業観・勤労観」

以上、衍義書の一例の検討を通じて、最初期の社会教育における「職業観・勤労観」を検討してきた。「教則三条」の衍義書においては、主に「敬神愛国」の具体的な表れとして「勤労」が捉えられていた。それは神道関係者によく見られた神や天皇の報恩に応えるという意味での勤労であり、「富国強兵」と結びついた勤労でもあった。その意味では、「愛国的勤労」である。そこでは、「勉励」という言葉が多く出てきたとしても、どのような知に基づいて勉励するかという視点は弱かったといえる。それは、「十一兼題」においても言えることであった。しかし、「十七兼題」においては、その範囲は拡大していく。そこでは、西洋の知識が積極的に学ぶ対象として捉えられ、それに基づいた「勉励」（勉強）が求められており、より積極的に富国強兵と結び付けられるものが多かった。（その意味では、「不可不学」及び「不可不教」の詳細な検討が必要であるが、それは別稿を期したい）また、「権利義務」という項目が立てられる中で、「勤労の義務」という要素が明確に示されてきたことは注意が必要である。確かに、「三条教則」の解釈の衍義書においても「職業に勉励すること」という徳目は現れてきていた。その徳目の多くは、建国神話と密接に結びつけて語られたものであり、神及び臣民を守る天皇との関わりを中心として語られるものであった。それに対して、義務としての

勤労は、ふれられない衍義書もあれば、報酬を受ける権利に対応する義務と捉えるものもあり、多様な解釈を見ることができる。ここでは、勤労の義務が個人間の権利義務として捉えられたことを指摘しておきたい。

5. 学制期初期の修身と職業観・勤労観

(1) 学制の制定

1872（明治5）年に学制が示され、同時に太政官布告「学事奨励に関する被仰出書」が出される。その中で、「人々自ら其身を立て、其産を治め、其業を遂るゆえんのもの、他なし、身を修め智を開き、才芸を長ずるによるなり」として、立身出世主義とされる学校制度が立てられることとなった。「才芸」を伸ばすことが学問の意義であり、その才芸に基づいて働くことが指摘されることとなる。この太政官布告ではこのような個人主義的な教育観及び「職業観・勤労観」が提示されることとなる。

(2) 小学校における修身と「職業観・勤労観」

1) 修身の位置づけと教科書

以上のような学制が交付され、その精神が示された後、その実施方法を定めた小学教則（1672（明治5）年）³⁷⁾が定められた。その中で、修身は「修身口授^{ギョウギノサトシ}」として、下等学校の1・2年にのみ置かれることとなった。そこでは、修身口授の内容として『民家童蒙解』『童蒙教草』『勸善訓蒙』『修身論』『性法略』というテキストが示されている。これらの書物は、西欧の文献を翻訳したもの³⁸⁾であり、学校教育の中の修身が西欧の個人主義的な倫理観を反映したものであるとして想定されていたことが予期される。なお、文部省は1873（明治6）年4月29日に布達を出し、『和語陰陽録』『勸考邇言』『修身談』の3冊を追加している。これらのテキストは、当時の文部省が「国民道徳」として身につけさせようとしていた「職業観・勤労観」を知るために有用であるので、ここで『民家童蒙解』及び『童蒙教草』の2つを検討し、その

性質を確認する³⁹⁾。

2) 二つの『民家童蒙解』と「職業観・勤労観」

まず『民家童蒙解』である。これは江木千弘が述べるところによると「小学教則に依ると、下等小学校の第1年級の修身は民間童蒙解（全4冊、享保十九年常磐漂北著）」⁴⁰⁾とあるが、ほぼ同時期に青木輔清によって『小学教諭 民家童蒙解』（明治7年同盟社）が出版されている。小学教則が出される時点で予定されていたとする説もあるが、常磐の著作の不足から採用されたと推測する説もあり、判断が分かれるところである。ここでは、簡単に双方の著作を確認しておく。

まず常磐の『民家童蒙解』⁴¹⁾である。この中では「家業」という項目が建てられ、職業に関する議論が展開されている。「家業は先祖粉骨碎身の功績、且つ陰徳の余慶」と述べた後、その「家業」を相続することの必要性を指摘する。また家業を捨てて新しいことを始めることを否定しており、常磐の場合の勤労は「仁」のためであり、家を相続するためのものとして位置づけられている。

一方、青木の『小学教諭 民家童蒙解』は、5巻構成となっており、「巻1・巻2は和漢洋の道德思想を網羅したもの、巻3・巻4は主に Emma Willard (1787-1870) による”Morals for Young ;or, Good Principles Instilling Wisdom” (1857)を翻訳したもの、巻5は青木による権利・義務・文明開化の解説」⁴²⁾からなるものである。

青木は、まず「若き時家業を辛抱して学芸を勉強せば必ず老年に楽あり」と将来に備えて家業に励むことを求める。一方で、翻訳を用いた部分においては「人ノ職業ハ需要物ヲ供給センガ為ナリ」として、他者の需要を満たすための職業という観点を提示している。そのうえで職に適した教育を受けることを進めている。

このように青木の「職業観・勤労観」は一方で個人のための「家業」ではあるが、一方では相互扶助

の考えを含んだものであるといえる。個人のために職業に励むことが相互扶助につながるという観点は後述する福沢にもみられる観点である。

3) 『童蒙教草』に見られる「職業観・勤労観」

『童蒙教草』は、福沢諭吉が「洋学者流が、英米諸国の史類を読み、自主自由の趣旨を誤認て、これを法律無頼の口実に用る等のことあらば、其世教に害を為す」という危機意識のもとに表されたもので、イギリス人チャンブルの手になる「モラルカラッスブック」を翻訳したものである⁴³⁾。

さて、この著作の中で職業は「働く事」という章で語られているが、ここで重要なことは2点である。まず1点が「仕事を勉るに由て人々の身代をもよくし、従て一国の富も致すなり」⁴⁴⁾と述べ、自身の立身から結果として富国につながるという認識を述べていることである。これは、そのまま学制に見られる基本方針である。2点目が、「一国の人民、仕事を為さずして生まれしまゝに日を送り、野に生ふ草木の実を拾ひ山に住む鳥獣の肉を食ひなどする者を、蛮野の民といふ」というように勤労を文明野蛮の基準としようとしていることである。つまり、勤労は文明化の重要なメルクマールとして定義されたのである。そのうえで、義理を重んじて適度に働くことが求められている。

なお、この著では「職分」という言葉も使われている。まず「仁」の章の中に「日々の職分の事」⁴⁵⁾として、職分に応じて私利・便利を捨てることで友人を得ることとも記されている。この仁の項で述べられていることは、相互扶助に関することである。また「職分に就き誠を尽す事」⁴⁶⁾という章も設けられており、世間一般のために尽くすべき職分があると述べられている。

この2つの側面を検討してみると、立身を述べながらも、「職分」は与えられるものとして表現されており、結局のところ与えられた位置で満足して働くことが求められている。個人的充足を唱えながらも、

倫理による秩序維持を唱えるのが、このテキストの「職業観・勤労観」のあり方であったといえよう。

(3) 修身に見られる「職業観・勤労観」の特徴

以上、主要なテキストである『民家童蒙解』と『童蒙教草』にみられる「職業観・勤労観」を検討してきた。最後に、この学校における「職業観・勤労観」を大教宣布運動のそれと比較して検討する。

学校における修身においては、確かに個人の立身出世を基盤に据えた「職業観・勤労観」がみられている。しかし、それが相互扶助や職分に結びつくとき、その立身出世は抑制されることとなり、結果として国家の富強のための役割遂行という位置に落ち着かざるを得ない。そのように考えてくると、大教宣布に見られる「職業観・勤労観」と比較して結論として大きく変わることがないとも考えられる。立身出世と結びついて展開した「職業観・勤労観」もまたやはり個人の成功をうたいながらも結局のところ「愛国的勤労」であったのではないだろうか。

6. おわりに

以上のように初期の社会教育における「職業観・勤労観」は、愛国と密接につながった「愛国的勤労」とでも言えるものであった。このようにすすめられた大教宣布運動における「愛国的勤労」であったが、それはどのように受け止められたのであろうか。実際の大教宣布運動には様々な葛藤があったことが知られている。開化を宣揚しようとしていたにもかかわらず、教導職が自身の教義について語っていることは問題とさ

れており、教部省もそれに対して一時的ではあったが、教義の布教を禁じたし、地方における教化状況の報告として旧態依然とした教化運動が展開されていることが報告されてもいた。それは、教導職側の問題だけではなく、それを聞く民衆の側が求めたものであったことも記されている⁴⁷⁾。政府の唱えようとする開化は民衆にとって未だ遠く離れた事象のように感じられたことであろう。また、職業及び生産を向上させるための知の向上を目指した学校教育についても、大教宣布において「不可不学」「不可不教」として積極的に知らしめようとしたけれども、実際の就学率の変化から見ても分かるようにそれほど効果があったとは思われない。しかし、教導職に先述したような問題を抱えたケースがあったとしても、実際に教則などに従って行われたケースもあったであろうから、そのような考え方に会っていることは間違いない。そこに一定の意味を見出すことが可能であると考ええる。

最後に課題を述べておく。それは、このように大教宣布運動において形成されていった思考様式は以降どのように変遷をしていくのかという点である。大教宣布運動は確かにわずかな期間で瓦解しているが、そこで示された「三条教則」は1890年代においても衍義書が作成されている。実際の影響のほどはわからないが、一部の人間にとっては重要なものとして捉えられ続けたのであろう。また、大教宣布運動が終焉を迎えて間もなく、徳育論争が起こっている。その論争と如何に関わってくるのか。このことを明らかにすることが次の課題であろう。

註

- 1) 『キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書～児童生徒一人一人の職業観・勤労観を育てるために～』2004 7頁
- 2) 国立教育政策研究所生徒指導研究センター『児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進について』2002 20

頁

- 3) 例えば、小川原正道『大教院の研究 明治初期宗教行政の展開と挫折』慶応大学出版会 2004、谷川譲『明治前期の教育・教化・仏教』思文閣出版 2008年、戸浪裕之『明治前期の教化と神道』弘文堂 2013年等。
- 4) 谷川譲「明治維新と仏教」末木文美士他編『近代国家と仏教』佼成出版社 2011年 32頁
- 5) 『京都府下人民告諭大意』第1篇の序
- 6) 『京都府下人民告諭大意』第2篇
- 7) 小川原註3書
- 8) 『教義新聞』第35号 明治仏教思想資料集成編集委員会編『明治仏教思想資料集成』別冊 同朋舎 所収。なお、同集成によるものは以降『資料集成』とのみ記し、巻号及び頁数を記す。
- 9) 『教義新聞』第46号 『資料集成』別冊
- 10) 大林正昭「十七兼題の制定経緯とその特色」『広島大学教育学部紀要』第1部第38号 1990 30頁。
- 11) 小川原註3書 94-107頁
- 12) 田中頼庸「三条演義」三宅守常編『三条教則衍義書資料集』上巻 錦正社 2007 138頁
- 13) 福田覚城「教部省三箇条記」三宅守常編『三条教則衍義書資料集』上巻 錦正社 2007 8頁
- 14) 東陽円月「三大教則私考」三宅守常編『三条教則衍義書資料集』上巻 錦正社 2007 19-20頁
- 15) 宇喜多練要「説教道話初編」三宅守常編『三条教則衍義書資料集』上巻 錦正社 2007 284頁。
- 16) 同上 285-286頁
- 17) 伊東経児郎「三条説教講義」三宅守常編『三条教則衍義書資料集』上巻 錦正社 2007 361頁。
- 18) 同上 366-367頁
- 19) 「十一兼題弁義」『資料集成』第3巻 106頁
- 20) 同上 107頁
- 21) 「十七題略記」『資料集成』第2巻 55頁
- 22) 同上 52頁
- 23) 同上 56頁
- 24) 同上 57頁
- 25) 「十七兼題略説」『資料集成』第2巻 94-95頁
- 26) 同上 98頁
- 27) 「十七兼題略説」『資料集成』第2巻 128頁
- 28) 同上 131頁
- 29) 同上 127頁
- 30) 「十七論題略説」『資料集成』第2巻 148頁
- 31) 同上 140頁
- 32) 同上 148頁
- 33) 同上 150頁
- 34) 『教義新聞』第65号付録 『資料集成』別冊 326頁
- 35) 同上 327頁

- 36) 同上
- 37) 『明治以降教育制度発達史』第1巻 399頁
- 38) 例えば、『泰西勸善訓蒙』はフランスのボンヌによって書かれたものの翻訳とアメリカのウインスローの『モラル・フィロソフィー』の翻訳である。(勝部真長, 渋川久子『道德教育の歴史 修身から「道德」へ』玉川大学出版 1984 18頁)
- 39) 本論においては, 大教宣布の特質を明らかにするという観点から小学教則に定められた二つのみを取り上げるが, 他の書物については別稿を期したい.
- 40) 江木千弘『教育50年史』151頁
- 41) 常磐漂北「民家童蒙解」加藤咄堂編『国民思想叢書』民衆編 1929 493-507頁
- 42) 二見素雅子「修身教科書『民家童蒙解』が示す欧米化の一様相」『エデュケア』第27号 2006 25頁
- 43) 福沢諭吉「童蒙教草」『福沢諭吉全集』第3巻 1959 147頁.
- 44) 同上書 178頁
- 45) 同上書 234頁
- 46) 同上書 265頁
- 47) 安丸良夫, 宮地正人編『宗教と国家(日本思想体系5)』岩波書店 1988 198-207頁参照. 説教をめぐる葛藤として地域で起こった不都合について史料が掲載されている.